

体育活動中の事故防止に向けて

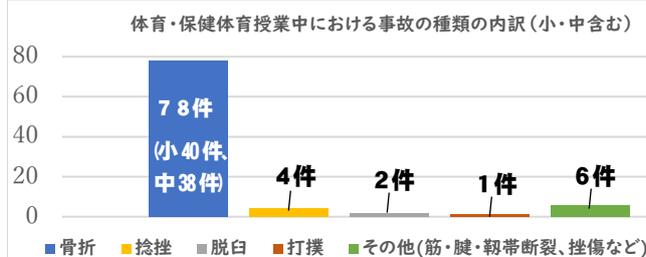
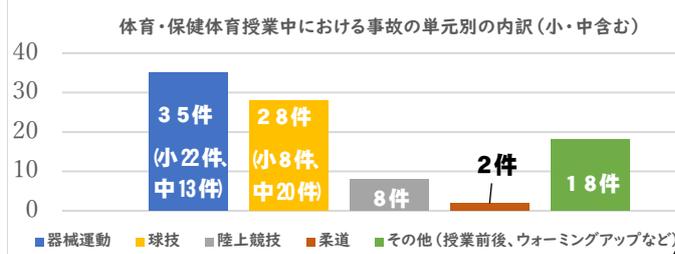
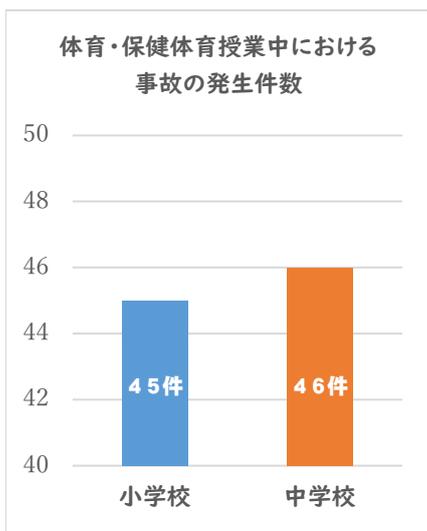
5月に入り、各小・中学校においては、体育・保健体育授業や運動会・体育祭などの体育的行事に向けた活動が本格化しています。こうした活動において心配されるのは活動中の事故ですが、昨年度は、道内の小・中学校から159件の体育・保健体育授業や体育活動中における事故の報告があったところです。

道教委では、昨年度の体育活動中における事故の状況を踏まえ、「学校における体育活動中の事故防止等について」（令和4年4月4日付け教健体第9号通知）において、留意点を示しています。

各学校においては、上記通知の別添「体育活動中の事故防止に向けたチェックリスト」等を活用するなどして、改めて全教職員で体育活動中における事故防止に向けて理解を深め、事故防止の取組を徹底するとともに、安全・安心な体育活動の実施に向けた参考とするようお願いいたします。

令和3年度の体育・保健体育授業中における事故の内訳について

※件数については、日本スポーツ振興センターへの申請があり、令和4年4月5日までに報告があった事故の件数です。



小・中学校ともに、器械運動における「骨折」が最も多いことから、「器械や器具、練習場所の安全、自己や仲間の安全に留意して練習や演技を行うこと」、「体力や技能の程度に応じた技や発展技を選んで挑戦すること」を徹底し、授業を行いましょう！



上記のほか、中学校の部活動では64件の事故が発生しており、内訳はバスケットボールで25件、バレーボール10件、野球8件などとなっています。また、遠足や体育祭などの学校行事を含めた熱中症の事故が、昨年度は4件発生しています。近年、熱中症が増加しており、特に、学校の管理下における熱中症事故は、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期や、気温だけではなく湿度等その他の条件が合わさって発生している状況を踏まえ、教育課程内外を問わずこの時期から熱中症事故の防止のための適切な措置を講じるようお願いいたします。



体育活動中の事故防止に向けた基本的な考え方について

- 体育活動には、指導者の管理・監督、指導、児童生徒の活動内容・活動場所・使用する用具及び自然環境など、様々な要因によって大きな事故や偶発的な事故につながる可能性が常に存在していることや、指導者には、①危険予測義務、②危険回避義務の2つの注意義務があり、危険の理解や適切な判断が求められることについて、全教職員で共通理解を図ること。
- 各学校で作成している学校安全計画や危機管理マニュアルに基づき、全教職員で組織的にけがや事故の未然防止に努めるとともに、万が一事故等が発生した場合には、被害を最小限にとどめるためのシステムを構築すること。
- 児童生徒一人一人が安全に関する知識や技能を身に付け、積極的に自他の安全を守るようにすること。



※ スポーツ庁主催「令和3年度体育・保健体育指導力向上研修「学校の体育活動中の事故防止について」に係る講座資料より抜粋